

返還猶予事由と必要な証明書類

猶予事由	証明する書類	猶予を受けられる期間
在学中 (高等学校、大学等の教育機関)	在学証明書 ※合格通知書、学生証等は不可	<u>在学中</u>
進学準備中	予備校の在学証明書等	令和4年3月まで
(その他の事由)		
災害・盗難	警察・消防等官公署の証明書	<u>1年以内</u> ただし、1年以上事由が継続する場合は、さらに1年を超えない範囲でその都度延長のための申請が可能
疾病・負傷	医師の診断書 (治療に要する期間が分かるもの)	
生活保護受給中 (本人が被保護者の場合)	生活保護受給証明書又は 民生委員の証明書	
新卒及び在学猶予切れの場合 の無職・未就職	求職受付票のコピー(ハローワークカード等)又は求職活動中であることがわかる書類	
失業中	離職証明書、雇用保険受給資格者証の写し等	
低所得等(収入が生活保護支給基準以下であること)※1	最新年分の所得(課税)証明書及び修学資金返還猶予申請に係る世帯状況申告書(別記第15号様式)に加え、損益計算書(別記第3号様式)、給与見込及び勤務証明書(別記第13号様式)又は給与見込計算書(別記第14号様式) 既婚者の場合は、配偶者の最新年分の所得(課税)証明書 父母と同居の場合は、父母の最新年分の所得(課税)証明書 (別記様式など用紙が必要な場合は、高校教育課まで請求してください。)	

※1 低所得とは次の要件に該当する場合をいいます。

- (1) 単身者の場合 前年及び今後1年間の給与収入が160万円以下
(自営業の場合は、前年及び今後1年間の事業所得が100万円以下)
- (2) 既婚者の場合は、夫婦の給与を合算した給与収入が年額220万円以下
- (3) 父母と同居されている場合は、父母の所得を合算した所得が京都府高等学校等修学資金貸与実施要項別表第3に定める基準額未満である必要があります。
また、父母に19歳未満の扶養親族がいる場合は、その者の健康保険証の写し(提出の際は、保険者番号、被保険者等記号・番号を黒塗り(マスキング)して下さい。)の添付が必要です。